

秋田県リサイクル製品認定条例等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例（平成16年秋田県条例第44号。以下「条例」という。）及び秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例施行規則（平成16年秋田県規則第11号。以下「規則」という。）に定める事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定の申請)

第2条 条例第6条第2項の申請書の様式は、リサイクル製品認定申請書（様式第1号）のとおりとする。

2 条例第6条第2項に規定する同条第1項第3号から第6号までに適合していることを証する書類は、次のとおりとする。

該 当 条 項	適合することを証する書類
条例第6条第1項第3号	誓約書（様式第2号）
条例第6条第1項第4号	誓約書及び試験研究機関等第三者による試験検査結果書等
条例第6条第1項第5号	日本産業規格若しくは日本農林規格の適合証写し若しくは試験研究機関等第三者による試験検査結果書等又は誓約書
条例第6条第1項第6号	エコマーク認定書写し若しくは試験研究機関等第三者による試験検査結果書等又は誓約書

3 前項の書類のうち、試験研究機関等第三者による試験検査結果書については、概ね申請前6月以内に結果が判明したものとする。

4 認定を受けようとする者は、条例第6条第2項に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 当該製品の本体又は製品説明書
- (2) 当該製品又は半製品等を製造又は加工する工場又は事業場の付近の見取図
- (3) 申請者の事業者説明書

5 認定の申請に係る書類は、正本1通及びその写し2通とする。

(認定等の申請期間)

第3条 規則第3条第1項の規定による認定申請及び認定の更新申請の申請期間は、原則として年2回とし、申請者の準備期間等を考慮して毎年度定めるものとする。

2 申請期間を定めたときは、これを公表するものとする。

(申請事項の確認)

第4条 認定申請（認定の更新申請の場合を含む。）に係る申請事項の確認は、秋田県リサイクル製品認定審査委員会幹事会が行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、申請事項の確認に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(認定証の様式)

第5条 条例第6条第5項(認定の更新の場合を含む。)の認定証の様式は、リサイクル製品認定証(様式第3号)のとおりとする。

(不認定等の通知)

第6条 審査の結果、認定できない場合は、理由を付して申請者へ審査結果通知書(様式第4号)を通知するものとする。

(認定の更新申請)

第7条 条例第7条第2項で準用する条例第6条第2項の申請書の様式は、リサイクル製品認定更新申請書(様式第5号)のとおりとする。

2 第2条第2項から第5項までの規定は、認定の更新申請の場合に準用する。

(認定要件への適合状況の確認)

第8条 認定リサイクル製品の原材料として、熔融スラグ、下水汚泥、建築解体木材その他品質の安定性に係る客観的証明が困難な原材料を使用している場合は、その認定後において定期的に必要な認定要件への適合状況を確認するものとする。

2 前項に定めるもののほか、認定要件への適合状況の確認に関し必要な事項は、別に定める。

(販売開始の報告)

第9条 認定事業者は、条例第6条第1項後段に該当し認定を受けた認定リサイクル製品について当該製品の販売を開始したときは、遅滞なく認定リサイクル製品販売開始報告書(様式第6号)を提出するものとする。

(変更等の届出)

第10条 条例第9条第1号及び第2号に掲げる場合における届出書の様式は、リサイクル製品認定申請事項変更届(様式第7号)のとおりとする。

2 認定事業者は、前項の届出に係る変更事項が、リサイクル製品認定証に記載している事項であるときは、当該届出書にリサイクル製品認定証を添付するものとする。

3 条例第9条第3号に掲げる場合における届出書の様式は、認定リサイクル製品製造等廃止届(様式第8号)のとおりとする。

4 変更等の届出に係る書類は、正本1通とする。

(公表の方法)

第11条 条例第6条第5項(第7条第2項で準用する場合を含む。)、第10条第3項及び第11条第2項の規定による公表の方法は、県が発行するパンフレット、インターネット等県民に適切に周知できる方法により行うものとする。

(県の調達状況の把握)

第12条 各課所長は、毎会計年度終了後、遅滞なく当該年度の認定リサイクル製品の調達状況を環境管理課長へ報告するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、本制度の事務処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年9月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。